

## さの健康21プラン(第3期計画)(案)に対する意見募集の結果について

### 1 パブリック・コメントの概況

#### (1) 意見募集期間

令和8年1月5日(月)～令和8年2月6日(金) 33日間

#### (2) 意見提出者等

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体	計
						2	2

#### (3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
		2		2

### 2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	喫煙者を減らしていくために、禁煙支援に尽力しているかと思うが、喫煙者の禁煙相談やサポートの継続、また薬局が禁煙相談に対応するよう連携してほしい。	ご指摘いただいた事項につきましては、さの健康21プラン(第3期計画)におきましても施策目標「生活習慣の改善」喫煙の分野において包含しており、本施策等において関連機関と連携し、引き続き禁煙支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。
2	県と連携して禁煙治療費の2/3～3/4の助成制度を設けてはどうか。福島県南相馬市では3/4までの助成を行っている。	ご指摘いただいた事項につきましては、施策目標「生活習慣の改善」喫煙の分野で取り組むなかで、禁煙希望者が禁煙できるような支援の強化を目指してまいりたいと思います。助成制度など個別の事業に関しましては、参考にさせていただきます。
3	タバコ病とされる慢性閉塞性肺疾患(COPD)にも取り組んでいるようだが、11月第三週水曜が世界COPDデーなので、啓発周知スケジュールに入れてはどうか。	施策目標「個人の行動と健康状態の改善」慢性閉塞性肺疾患(COPD)の分野で周知に取り組むなかで、参考にさせていただきます。

4	<p>世界禁煙デーの催しも実施しているかとは思いますが、より実効性とアピールを高めるためにも、催しの一環としてイエローグリーンライトアップに、可能であれば参加連携してはどうか。(栃木県庁が参加している。)</p>	<p>ご指摘いただいた事項につきましては、さの健康21プラン(第3期計画)におきましても施策目標「生活習慣の改善」喫煙の分野及び「自然に健康になれる環境づくり」の取組において包含しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の事業の取組の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>未成年者・妊婦の喫煙ゼロ目標と同じく、こどもの受動喫煙ゼロを重点目標に据え、子どもたちへの危害防止を絶対的に優先的に強く進めていただきたい。(いじめ・虐待でもあり、救済されるべき。)</p> <p>「過去1か月間に、受動喫煙があった人を減らします目標値0%はとても良いと思う。※国の健康日本21(第三次)と整合性があり、進めていただくよう期待している。</p> <p>「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所・屋外等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」など啓発にとどまらず、義務的な制度化やルール化が必須かと思う。【兵庫県受動喫煙防止条例】なども参考に、一層の施策と実効化推進をお願いしたい。</p> <p>なお上記については、学校では学校薬剤師や薬剤師会との連携、子育て支援課、子ども家庭センター、学校教育課、市民課(生活保護所帯など)の関与などが可能で、保護者への働きかけや小児科医、医療機関などとの連携などを引き続きお願いしたい。</p>	<p>本市の20歳未満の喫煙者のデータ把握が困難であるため、本計画では、未成年者の喫煙ゼロの目標設定はしていませんが、20歳未満への喫煙防止対策・教育の取組に、受動喫煙対策も含んでおりますので、引き続き関係団体と連携しながら、こどもの健康を守るために取り組んでまいりたいと思います。</p>

<p>6</p>	<p>基本目標 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 (2) 生活習慣病 (NCDs) の発症予防に関連して、認知症について、喫煙の影響もかなりあると指摘されているところで、若年からの生活習慣の改善により、認知症の予防は可能で、そのエビデンスが多く集積されてきているので、上記箇所でも触れてはどうか。</p>	<p>ご指摘いただいた事項につきましては、事業の取組のなかで参考にさせていただきます。</p>
<p>7</p>	<p>厚生労働省では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しており、そのなかで地域住民による理解と支援の重要性が強調されている。「心のサポーター養成事業」は、メンタルヘルスファーストエイドの考え方を基に、こころの不調を抱える人々への偏見をなくし、共生社会の実現を目指す一次予防活動である。</p> <p>こころの健康に関する正しい知識と理解に基づき、身近な人への傾聴を中心とした支援方法を学ぶことにより、地域におけるこころの健康づくりや自殺対策の基盤の強化を図る。</p> <p>全国では 2033 年度末までに 100 万人の養成を目標としており、栃木県においても年間 500 名の養成を目指して取り組んでいる。</p> <p>令和 7 年度に安足健康福祉センターと共催で実施した「心のサポーター養成事業」は、地域のメンタルヘルス推進における重要な一歩であるため、【これまでの取組】に加筆いただくとともに、今後の継続的な実施を検討いただきたい。</p> <p>※「令和 7 年度安足地区心のサポーター養成講座」では 84 名を養成し、そのうち佐野市在住の方は 24 名。</p>	<p>心のサポーター養成事業につきましては、こころの健康の分野において、重要な取組であると認識しております。ご指摘いただきました、【これまでの取組】につきましては、さの健康 2 1 プラン(第 2 期計画)の計画期間中に、市が主体となった取組を記載しております。</p> <p>今後の実施につきましては、第 3 期計画における P33 の今後の方向性及び P78 からの(1)社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上(自殺対策計画)の施策の事業として参考にさせていただきます。</p>